

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会
開催趣意書【Web 開催】

寄付金・セミナー共催・広告掲載（プログラム・バナー）

募集のご案内

会 期：令和 3 年（2021 年）10 月 1・2 日（金・土）

配信会場：帝京大学板橋キャンパス

Web 開催（オンライン・オンデマンド配信）予定

会 長：三宅 康史

（帝京大学医学部救急医学講座教授・高度救命救急センター長）

主 催：一般社団法人 日本交通科学学会

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会
セミナー共催・広告掲載（プログラム・バナー）募集のご案内
内 容

ご挨拶	P. 3
学術集会概要	P. 5
寄附金 募集要項	P.13
セミナー共催 募集要項	P.14
プログラム・抄録集広告掲載 募集要項	P.17
ウェブサイトバナー広告掲載 募集要項	P.19

ご挨拶

謹啓

貴社におかれましては益々ご清栄の御事と存じ、お慶びを申し上げます。また、日頃より格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さてこの度私どもは、第 57 回日本交通科学学会・学術講演会をお世話させていただくことになりました。本会は、交通災害の防止に寄与することを目的として、医学系、心理学系及び工学系の分野の研究者等を主体とし、総合的かつ学際的研究集団として交通に関する安全及び環境に係る科学的研究を実施し、並びにその成果の応用についての推進を図り、交通に関する安全及び環境に係る普及・啓発などの事業を行っており、1965（昭和 40）年より公益法人として活動し、学術講演会を年 1 回開催しております。

本会が立ち上げられた当初から 1970（昭和 45）年まではモータリゼーションによる交通事故死亡数の増加期であり、本会では事故犠牲者の実態把握とともに運転者の疲労や飲酒などによる影響、救急医療、衝突に伴う傷害等について調査研究を行いました。その後、道路施設の改善など様々な対策が進められ死亡数・負傷者数とも減じたものの、1980 年代には自動車乗車中の死亡が増加しました。この頃からは本会の調査研究対象は自動車の車両特性や安全装備、幼少・高齢者等の交通弱者対策、航空機を含む救急医療システムと症例データベースの整備など多岐にわたりました。その後、シートベルトをはじめとした安全装置の義務化や車両の衝突安全構造の進化、飲酒運転の厳罰化、救急隊や救急医療機関における標準化された外傷対応の普及などにより、最大 16,000 名余であった死亡数は年々減少し、2010（平成 22）年に 5,000 名を下回り、2020（令和 2）年には 2,839 名と最少を更新しております。

一方で、事故件数、負傷者数は増加を続けております。急激な人口高齢化に伴い死亡数のなかで高齢者が占める割合は半数を超え、高齢運転者における注意力の衰えや運転操作の遅れ、さらには突然の疾病発症による意識消失が運転者におけるリスク要因となり、バスやトラックを扱う職業運転者の場合には大事故につながるとともに、年少児などの死亡事例では社会的な反応も大きくなっております。また近年の都市部での自転車交通の増加、あおり運転に起因する高速道での死亡事故を契機としたドライブレコーダーの普及、実用化が近づきつつある自動運転技術など、様々な社会の動きに呼応して交通情勢も変化を続けている状況です。さらに、昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行に伴う「新しい生活様式」の普及のなかで、公共交通と自動車の利用のあり方も変容してくる可能性があります。

こうしたなかで、交通システムに精通した工学系研究者、車両や安全装置の製作・開発に関わる企業の技術者、被害者を救命し復帰に向けてリハビリテーションを施す医療者、そして事故予防のための技術開発や法律・保険等制度に関わる専門家、人間の判断・認知能力や加齢変化など心理学的・生理学的な分野の専門家など、多様な学問領域の専門家・研究者で構成される本会の担うべき役割は一層大きなものとなっていると考えております。

こうした状況をふまえ、第57回となる本学術講演会ではテーマを「交通事故を科学の力でなくす学会 -躍進の鍵：医工連携-」とし、様々なプログラムの企画を進めております。

学術講演会の経費については、参加費等をもってこれを賄うのが本来のあり方ですが、実際にはこれだけでは不十分で、皆様方の御援助、または抄録集やウェブサイトなどを通じた広告収入に頼らざるを得ないのが実情であります。

以上の本学術講演開催の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本来ならば拝眉の上ご依頼申し上げるべきところではございますが、略儀ながら書中をもちましてお願い申し上げます。

謹白

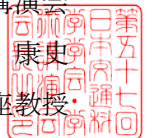
令和3年3月吉日

第57回日本交通科学学会・学術講演会

会長 三宅 康史

帝京大学医学部救急医学講座教授

帝京大学医学部附属病院高度救命救急センター長



学術集会概要

1. 会議名 第 57 回日本交通科学学会・学術講演会
2. 会議の主催者 会長 三宅 康史(帝京大学医学部救急医学講座教授・高度救命救急センター長)
3. 会期 令和 3 年 (2021 年) 10 月 1 日・2 日 (金・土)
4. 配信会場 帝京大学板橋キャンパス
Web 開催 (オンライン・オンデマンド配信) 予定
5. 学会規模 普通会员 : 234 名 学生会員 : 17 名 賛助会員 : 48 団体
合計 : 299 名/団体 (令和 3 年 2 月 15 日現在)
参加予定者数 150 名

6. 第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 事務局の人員構成

会 長 三宅 康史

顧 問 坂本 哲也

準備委員 池田 弘人、金子 一郎、藤田 尚、石川 秀樹、伊藤 香、角山泰一朗、
佐々木勝教、大貫 隆広、中澤佳穂子、長尾 剛至、神田 潤、武藤 昌伸、
朝見 正宏、梅原 祥嗣、大山かおり、朝長 鮎美、高野かおり、山崎 舞子、
高根 祐希、小泉 玄、宋 侑子、水谷 泰士、内田 靖之、高橋 宏樹、
河野 通貴、佐川 俊世、安心院康彦、金城謙太郎、寺倉 守之、立澤 直子、
松村 謙一、橘田 要一、玉井 大地、黒住 健人、鈴木 卓、竹内 保男

7. 一般社団法人 日本交通科学学会 役員 (令和 3 年 2 月現在)

理 事 有賀 徹 (会長)

阿久津正大、小野古志郎、一杉 正仁、三宅 康史 (以上副会長)

浅井 康文、石田 敏郎、伊東 祐次、入谷 誠、上田 守三、大久保具明、

大倉 元宏、小濱 啓次、坂本 哲也、三林 洋介、西村 明儒、野口 宏、

信川 益明、馬場美年子、原 章文、深草 雅利、益子 邦洋、松井 靖浩、

水野 幸治、水戸部一孝、山木 垂水、山内 春夫、山崎 薫、吉田 茂、

吉村 俊哉、和迩 健二

監 事 津久井一平、村田 隆裕

8. 一般社団法人 日本交通科学学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本交通科学学会（以下「本会」という）と称し、英文名を The Japan Council of Traffic Science（略称を JCTS とする）と表記する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都中野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医学系、心理学系及び工学系の分野の研究者等を主体とする総合的かつ学際的研究集団として、交通に関する安全及び環境に係る科学的研究を実施し、並びにその成果の応用についての推進を図り、もって交通災害の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために全国を対象区域として次の事業を行う。

- (1) 交通に関する安全及び環境に係る科学的調査研究
- (2) 学術講演会、研究会、シンポジウム等の開催
- (3) 機関誌、その他の刊行物の発行
- (4) 交通に関する安全及び環境に係る普及・啓発
- (5) 国内外の関連学会との協力活動
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

2 本会に次の会員を置く。

- (1) 普通会員 交通に関する安全及び環境に係る科学的調査研究を行っている者で、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 学生会員 大学生または大学院生若しくはそれに準ずるものであつて、この法人の目的に賛同して入会した者
- (3) 賛助会員 本会の目的事業を賛助するため入会した団体
- (4) 名誉会員 本会に功労のあつた者で理事会において推薦された者

3 前項第1号の普通会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に定める社員とする。

4 第2項第2号、第3号及び第4号の会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員にならうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、第5条第2項第4号に規定する名誉会員を除く。

(入会金及び会費の納入)

第7条 会員は、総会の定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない。ただし、第5条第2項第4号に規定する名誉会員を除く。

2 会費は、毎年行われる総会までに、又入会金は入会の承認後直ちに納入するものとする。

3 すでに納めた会費は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 本会の会員は、その旨を会長に届出ることにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為等会員としてふさわしくない行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の会費を 2 年以上納入しないとき。
- (2) 第 5 条 2 項に定める総普通会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金の不返還等)

第 11 条 前第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定により、会員資格を喪失した会員については、以下によるものとする。

- (1) 一般法人法に定める法律上の退社とする。
- (2) 既納の会費その他の抛出金は返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、第 5 条 2 項 1 号の普通会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 常勤理事の報酬及び役員費用弁償の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算表）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他本定款又は一般法人法その他の関係法令で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、これを定時総会及び臨時総会の 2 種に分ける。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認め、又は普通会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を示して請求があったとき、請求があった日から 30 日以内に招集しなければならない。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、総会を構成する普通会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、2 週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、普通会員の中から選任する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、普通会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の議決は、総普通会員の議決権の過半数を有する普通会員が出席し、出席した当該普通会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総普通会員の半数以上であって、総普通会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなくてはならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権行使)

第 19 条 総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

- 2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、また、代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により議決権を行使する場合は、第 18 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所

- (2) 普通会员の現在数
 - (3) 会議に出席した普通会员の数及び理事の氏名（書面及び代理人による議決権行使者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) その他法令で定める事項
- 2 議長及び出席した理事の中から議長が選んだ2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設定）

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上35名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事の中から、会長（1名）及び副会長（2名以上4名以内）を置く。
- 3 本会は、会長をもって一般法人法に定める代表理事とする。
- 4 会長以外の理事の中から、業務執行理事（1名）を置くことができる。
- 5 前項の業務執行理事をもって本会における常勤理事とする。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の議決によって理事の中から選任する。ただし会長は普通会员でなければならない。
- 3 理事及びその親族等である理事の合計数、並びに理事及び他の同一団体の理事又は使用人である者等で相互に密接な関係にある理事の合計数は、それぞれ理事総数の3分の1を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、総会及び理事会に出席し、必要がある場合は意見を述べるとともに、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総普通会员の半数以上であって、総普通会员の議決権の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。その際は、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決をもって定める。

（責任の免除）

第28条 本会は、一般法人法第114条の規定により、理事及び監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

（評議員）

第29条 本会に、評議員を置く。

- 2 評議員は、全ての会員の中から、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 評議員は、本会の運営上特に重要な事案について会長の諮問に応え、また、建議をすることができる。
- 4 評議員に関する必要な事項は、理事会において別に定める。
- 5 評議員は無報酬とする。

(顧問)

第30条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会、評議員会及び総会に出席して意見を述べること。
- 4 顧問の資格については本会の会員・非会員を問わない
- 5 顧問は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選任及び解職
- 2 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催しなければならない。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、副会長が招集する。
- 3 理事会を開催する場合は、該当する者に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、7日以前に文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があったときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副会長がこれに代わる。

(議決)

第35条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) その他法令で定める事項
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第37条 本会は、事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て委員会を置くことができる。

- 2 委員会に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

- 第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。但し事務局長の任免については、予め理事会の承認を要するものとする。事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、本会の事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算表）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算表）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を本会の事務所に備え置くものとする。ただし、第 1 号にあっては 5 年間備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 定款
 - (3) 会員名簿
 - (4) その他必要な帳簿及び書類

(剰余金)

第 42 条 本会は、剰余金の分配を行わない。

- 2 本会は、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法により、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることはしない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会において、総普通会员の半数以上であって、総普通会员の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数の同意を得なければ、変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

第 44 条 本会は一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、総普通会员の半数以上であって、総普通会员の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数の同意を得なければ解散することができない。

- 2 清算のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

9. 日本製薬工業協会の透明性ガイドラインについて

本学会は、日本製薬工業協会が示す「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づき、「貴社と医療機関及び医療関係者との関係の透指性に関する指針」に従い、学会等の会合開催にかかる費用を「学会名」「共催セミナー名」の通りに、貴社のウェブサイト上に公開することに同意します。

10. 本学会に関する問い合わせ

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 事務局

帝京大学医学部救急医学講座

〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1

TEL:03-3964-1211 (代表) FAX: 03-5375-0854

E-mail: jcts57-office@umin.ac.jp

HP: http://jcts57.umin.jp/

11. 第 57 回日本交通科学学会・学術講演会の概要

テーマ：「交通事故を科学の力でなくす学会 -躍進の鍵：医工連携-

(1) 日程表 (予定)

日付	午前	午後
10月1日(金)	(Web上でオンライン開催) 教育講演、シンポジウム、一般演題等	(Web上でオンライン開催) 特別講演、教育講演、シンポジウム、一般演題等
10月2日(土)	(Web上でオンライン開催) 教育講演、シンポジウム、一般演題等	(Web上でオンライン開催) 特別講演、教育講演、シンポジウム、一般演題等
10月2日(土) ～10月末予定	(Web上でオンデマンド配信) 特別講演、教育講演、一般演題等	

(2) 会議の内容

特別講演、教育講演、シンポジウム、パネルディスカッション、一般演題等、総演題数 50 題程度を予定している。

(3) 参加予定者数 約 150 名

12. 諸経費概算

【収入の部】

項目	金額 (円)	備考
参加費	650,000	正会員・事前予約 5,000円×40名 正会員・事前予約なし 6,000円×50名 非会員・事前予約 7,000円×10名 非会員・事前予約なし 8,000円×10名
学会事務局よりの準備金	500,000	学会事務局より
広告収入	1,276,000	プログラム抄録集広告掲載費946,000円 バナー広告収入330,000円
セミナー共催収入	1,100,000	
雑収入	10,000	プログラム抄録集実費販売など
寄附金	500,000	
合計	4,036,000	

【支出の部】

項目	金額 (円)	備考	
事前準備費	通信運搬費	30,000	会告ホスター等発送、架電、FAX、E-mail など
	学会開催準備業務費	820,000	ウェブサイト、参加登録システム、事務局運営費など
	事務用消耗品費	3,000	事務用品、印鑑等
	印刷物・制作物費	100,000	ポスター・封筒作成
当日運営費	会場借用料	200,000	ウェブ配信用会場（帝京大学板橋キャンパス予定）
	機材費	1,360,000	持込機材費（オンライン配信）
	看板作成費	0	立看板、誘導サインなど
	設営費	0	各会場、展示小間設営など
	講師招聘費	191,000	講師謝金、交通費、記念品
	旅費交通費	10,000	スタッフ交通費など
	人件費（事務局）	30,000	当日運営係員人件費
	人件費（映像・会場）	650,000	映像配信、運営関連業務委託人件費
	会議費	0	理事会等各種委員会費用（会場費含む）
	飲食関係費	0	意見交換会、ドリンクコーナー
	消耗品費	0	当日使用事務用品、消耗品など
雑費	50,000	スタッフ弁当代など	
事後処理費	42,000	礼状作成送付、報告書作成業務など	
事業委託費	450,000	運営管理費	
雑費	150,000	その他諸経費	
合計	4,036,000		

寄付金募集要項

1. 寄付金の名称 第57回日本交通科学学会・学術講演会
2. 寄付金目標額 500,000円
3. 寄付金募集の期間 令和3年(2021年)2月～令和3年(2021年)8月末日
4. 寄付金の使途 第57回日本交通科学学会・学術講演会 開催の為に充当します。
5. 寄付金責任者 会長 三宅 康史
帝京大学医学部救急医学講座教授・附属病院高度救命救急センター長

6. 寄付金申込方法

添付の寄付申込書にご記入の上、FAXにて第57回日本交通科学学会・学術講演会事務局宛お送りください。寄付申込書受領及び入金を確認されましたら、領収書を送付いたします。

第57回日本交通科学学会・学術講演会 事務局
帝京大学医学部救急医学講座
〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1
TEL: 03-3964-1211 (代表) FAX: 03-5375-0854
E-mail: jcts57-office@umin.ac.jp

※税法上の扱い：免税措置は特にありません

7. 寄付金払込方法

お手数ですが最寄りの銀行にて下記口座あてにお払い込みくださるようお願い申し上げます。(銀行払込票は作成しておりません)

銀行・支店：三菱東京UFJ銀行 帝京大病院出張所

口座番号：普通預金口座 0215901

口座名：第57回日本交通科学学会 会長 三宅 康史

ダイゴジユウナナカイニホンコウツウカガクガツカイ ミヤケ ヤスフミ

セミナー・プログラム共催 募集要項

1. セミナー・プログラム共催の形式について

【共催種別A】共催講演企画（特別講演または教育講演）

- 企画内容や演者、座長等を参加企業側でご指定いただきます。
- 開催日時についてはご要望をお聞きし、考慮のうえ事務局にて調整決定いたします。（12～13時、17時以降については本セミナーを優先いたします）。講演・質疑応答を含めた時間は60分を想定しています。
- 内容や演者、座長、日時のご要望には、学術講演会のプログラム内容・スケジュール等の重複が生じた場合など、必ずしもご希望に添えない場合があります。

【共催種別B】学術講演会プログラムの共催（シンポジウム、パネルディスカッション）

- 学術講演会のシンポジウム、パネルディスカッション企画の共催をいただくものです。抄録集上で共催として社名を掲載し、実際のセッション開始時にアナウンスにて共催社名のご紹介をいたします。
- シンポジウム、パネルディスカッションの演者・座長の希望があれば、検討対象といたします（プログラム企画側の判断によりご希望に添えない場合があります）。
- 対象となるシンポジウム、パネルディスカッション企画については、事務局より情報提供いたします。

共催種別	内容	共催費（税込）
A	共催講演企画（特別講演または教育講演） 時間：60分	550,000円
B	学術講演会プログラムの共催 （シンポジウム、パネルディスカッション）	330,000円

2. セミナーテーマ、演者、座長の選定について：

貴社とご相談のうえ、学会テーマに沿うよう、又、他プログラムとの重複がないよう学会事務局で調整させていただく場合がございます。

3. 共催名義について：

第57回日本交通科学学会・学術講演会との共催とさせていただきます。

4. 共催費に含まれるものについて：

- ①オンライン開催配信費用（オペレーター含む）
- ②学術集会ウェブサイト上での案内表示費用

5. 共催費に含まれていないものについて（別途ご負担いただく内容）：

- ①打合せ用ウェブ会議室等費用
- ②チラシ作製費用
- ③録画費用
- ④会期後のオンデマンド配信費用
- ⑤運営スタッフ人件費（進行アナウンス等）
- ⑥座長・演者への交通手配及び費用、謝礼（各社に一任致します）

7. 申込方法：

添付のセミナー共催申込書にご記入の上、令和3年（2021年）7月10日（土）までに申込書をFAXまたはE-mailにて第57回日本交通科学学会・学術講演会事務局宛お送りください。

（プログラムの確定後はお受けできない場合があります）

8. 共催費のお支払い：

申込書受領後、請求書をお送りしますので、指定口座（請求書に記載）にお振込み下さい。

銀行・支店：三菱東京UFJ銀行 帝京大病院出張所

口座番号：普通預金口座 0215901

口座名：第57回日本交通科学学会 会長 三宅 康史

ダイゴジユウナナカイニホンコウツウカガクガツカイ ミヤケ ヤスフミ

9. 案内状チラシについて：

チラシ等の事前配布は事務局の許可があり次第可能としますので、直接、事務局へお問い合わせ下さい。

10. 問い合わせ先：

第57回日本交通科学学会・学術講演会 事務局

帝京大学医学部救急医学講座

〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1

TEL: 03-3964-1211（代表） FAX: 03-5375-0854

E-mail: jcts57-office@umin.ac.jp

ウェブサイト: <http://jcts57.umin.jp/>

第57回日本交通科学学会・学術講演会 セミナー事務局

株式会社ドゥ・コンベンション

担当：中村 泰明

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5F

TEL: 03-5289-7717 FAX: 03-5289-8117

E-mail: gakkai@doc-japan.com

プログラム・抄録集広告掲載募集要項

1. 広告媒体名：日本交通科学学会誌
(第 57 回日本交通科学学会・学術講演会プログラム・抄録集)
2. 配布対象：会員および、学術講演会参加者に 1 部無料配布
3. 発行部数（版型）：1,300 部（A4 サイズ 約 130 頁）を予定
4. 媒体作成費：1,300,000 円（@1,000×1,300 部）
5. 広告料総額：946,000 円
6. 発行予定日：令和 3 年（2021 年）9 月中旬（予定）
※広告掲載会社には 1 部進呈いたします。
7. 広告掲載料・募集数：

掲載場所	金額（モノクロ）（税込）	募集数
後付 1 頁	110,000 円	募集数 3 口
後付 1/2 頁	77,000 円	募集数 8 口

※カラー希望の場合はご相談下さい。

8. 申込方法：添付の広告掲載申込書にご記入の上、令和 3 年（2021 年）8 月 10 日（火）までに FAX または E-mail にて第 57 回日本交通科学学会・学術講演会事務局宛にお送りください。
※原稿送付締切りも同日
9. 広告原稿の形式：紙焼原稿またはフィルム、電子データでお願いいたします。
【データ入稿の場合の諸注意】
 - A) 使用 OS を明記して下さい。（Mac もしくは Win（バージョン含む））
 - B) 作成アプリケーションを明記して下さい。以下のアプリケーションで作成されたデータが対応可能です。
※Adobe Acrobat (PDF)、Adobe Illustrator/Adobe Photoshop (TIFF、EPS)
(最新バージョン、または古い(2005 年以前)バージョンの場合はお問合せ下さい)
 - C) 必ず出力見本を同封して下さい。

D) Adobe Illustrator の場合はアウトライン処理をして下さい。

E) 編集を要しないデータで入稿して下さい。編集を要する原稿でお預かりする場合は、指示内容により、実費相当額をご請求する場合がありますので予めご了承下さい。

10. 広告掲載料のお支払い：

下記指定口座にお振込み下さい。

請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れてお申し込み下さい。

銀行・支店：三菱東京UFJ銀行 帝京大病院出張所

口座番号：普通預金口座 0215901

口座名：第57回日本交通科学学会 会長 三宅 康史

ダイゴジユウナナカイニホンコウツウカガクガツカイ ミヤケ ヤスフミ

12. 問い合わせ、広告原稿送付先：

第57回日本交通科学学会・学術講演会 事務局

帝京大学医学部救急医学講座

抄録集製作担当：片桐 靖史

〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1

TEL: 03-3964-1211 (代表) FAX: 03-5375-0854

E-mail: jcts57-office@umin.ac.jp

ウェブサイトバナー広告掲載募集要項

1. 広告掲載媒体：第 57 回日本交通科学学会・学術講演会ホームページ
2. 掲載期間：お申込頂いた後バナーデータ送付から 2021 年 10 月末まで（予定）
3. 掲載場所：第 57 回日本交通科学学会・学術講演会ホームページ内
※会長に一任下さいますようお願い申し上げます。
4. 募集数：3 社
5. 広告仕様：バナー広告データは貴社でご準備下さい。
以下の仕様を満たすようにご留意下さい。
 - ・データ形式 GIF 形式もしくは JPEG 形式
 - ・サイズ 200 pixel x 70 pixel（多少変わる場合もございます）
 - ・画像解像度 72 pixel / inch
6. 掲載料：110,000 円（税込・1 バナーあたり）
7. 申込方法：添付の広告掲載申込書にご記入の上、令和 3 年（2021 年）8 月 10 日（火）までに FAX または E-mail にて第 57 回日本交通科学学会・学術講演会事務局宛にお送りください。
8. 問い合わせ先：第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 事務局
帝京大学医学部救急医学講座
担当：片桐 靖史
〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1
TEL: 03-3964-1211（代表） FAX: 03-5375-0854
E-mail: jcts57-office@umin.ac.jp
9. 画像送付方法：画像データは下記送付先へ E メールにてお送り下さい。
10. 画像送付先：第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 事務代行
株式会社ドゥ・コンベンション 担当：中村 泰明
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23 アクセスお茶の水ビル 5F
TEL: 03-5289-7717 FAX: 03-5289-8117
E-mail: gakkai@doc-japan.com
10. 掲載料のお支払い：
下記指定口座にお振込み下さい。
請求書が必要な場合は、申込書欄にチェックを入れてお申し込み下さい。

銀行・支店：三菱東京UFJ銀行 帝京大病院出張所

口座番号：普通預金口座 0215901

口座名：第57回日本交通科学学会 会長 三宅 康史

ダイゴジユウナナカイニホンコウツウカガクガツカイ ミヤケ ヤスフミ

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 寄付金申込書

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 事務局宛

FAX: 03-5375-0854

以下の申込をいたします。

寄付金額	¥
貴社名	フリガナ
御連絡先	〒 TEL : FAX : E-mail :
御担当者氏名	フリガナ
所属	

銀行・支店：三菱東京UFJ銀行 帝京大病院出張所

口座番号：普通預金口座 0215901

口座名：第57回日本交通科学学会 会長 三宅 康史

ダイゴジユウナナカイニホンコウツウカガクガツカイ ミヤケ ヤスフミ

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会

セミナー共催申込書

申込日： 年 月 日

返信 FAX : 03-5375-0854

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 事務局行き

※締切日：令和 3 年（2021 年）7 月 10 日（土）

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 セミナー共催に

共催します

共催しません

希望種別 (希望箇所にチェックして下さい)	<input type="checkbox"/> 種別 A 希望テーマ： 希望日時：10 月 日 () 希望演者・座長：
	<input type="checkbox"/> 種別 B 希望プログラム：

御社名	
部署名	
御担当者名	
御連絡先	住所：〒
	TEL： FAX：
	E-mail：
御請求書	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
その他ご希望等	

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会
プログラム・抄録集 広告掲載申込書

申込日： 年 月 日

返信 FAX：03-5375-0854

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 事務局行き

※締切日：令和 3 年（2021 年）8 月 10 日（火）

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 プログラム・抄録集に広告を、

掲載します

掲載しません

希望広告掲載場所 (チェックして下さい)	<input type="checkbox"/> 1/2 頁	<input type="checkbox"/> 1 頁
金額	¥	

御社名	
部署名	
御担当者名	
御連絡先	住所：〒
	TEL： FAX：
	E-mail
御請求書	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
備考（その他のご要望がございましたら下記にお書き下さい。）	

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会
学会ホームページ バナー広告申込書

申込日：令和 年 月 日

返信 FAX：03-5375-0854

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 事務局行き

※締切日：令和 3 年（2021 年）8 月 10 日（火）

第 57 回日本交通科学学会・学術講演会 学会ホームページへのバナー広告を、

掲載します

掲載しません

御社名	
部署名	
御担当者名	
御連絡先	住所：〒
	TEL： FAX：
	E-mail
御請求書	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
備考（その他のご要望がございましたら下記にお書き下さい。）	

